

**重要なお知らせ**  
(必ず、保護者の方に  
渡してください)

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度

## 1. 制度の概要

### 【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

### 【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- 保護者等の所得について、**以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】**(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額**

※ 就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等の課税標準額から33万円を減じた金額を用いて算定基準額を算出します。

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

## 2. 受給資格の申請、収入状況の届出

### 【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続を行ってください。  
申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

### 【収入状況の届出（在校生の方）】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、**収入状況の届出が必要**です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続が一部不要になる場合があります。詳細は学校からの案内に従ってください。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

※税額が取得できなかった場合は課税証明書等の提出を依頼することがあります。

## 3. 支給額

県立高等学校の授業料(受講料)相当額が支給されます。

課 程	就学支援金支給額
全日制課程	年額118,800円
定時制課程(授業料年額制)	年額 32,400円
定時制課程(授業料単位制)	1単位あたり1,620円
通信制	1単位あたり 220円

※所得の判定基準は、1.に記載した算定式により計算した額です。

この額の**保護者等の合算額が304,200円未満の方の世帯（年収目安約910万円未満）の場合、左表の額が支給となり、以上の方の世帯は授業料を全額負担していただきます。**

※上記の「年収目安」は両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

※授業料（受講料）と就学支援金の差額は負担していただきます。

**具体的な手続などについては裏面をご覧ください→**

## 受給者全員 必要です！

## 4. 申請

**入学時等に学校から案内があります**ので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。

申請には、以下の書類が必要です。

### 【必要書類】

- ①申請書
- ②保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（マイナンバーカードの写し、マイナンバー通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等。）

※上記のほか、必要書類を定めている場合がありますので、学校からの案内に沿って提出してください。

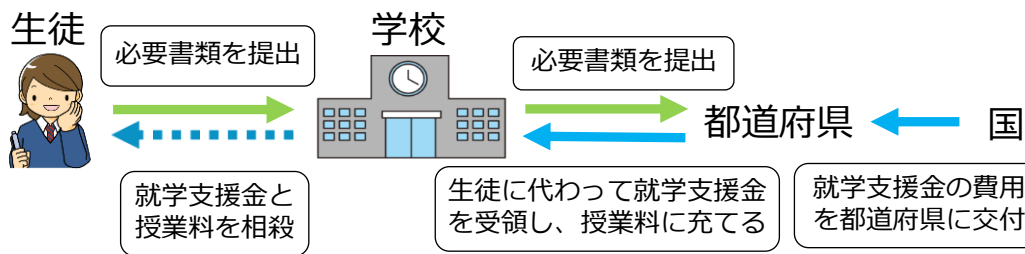
### （注意事項）

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・②は原則、**親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）**が必要です。詳細は右図をご覧ください。

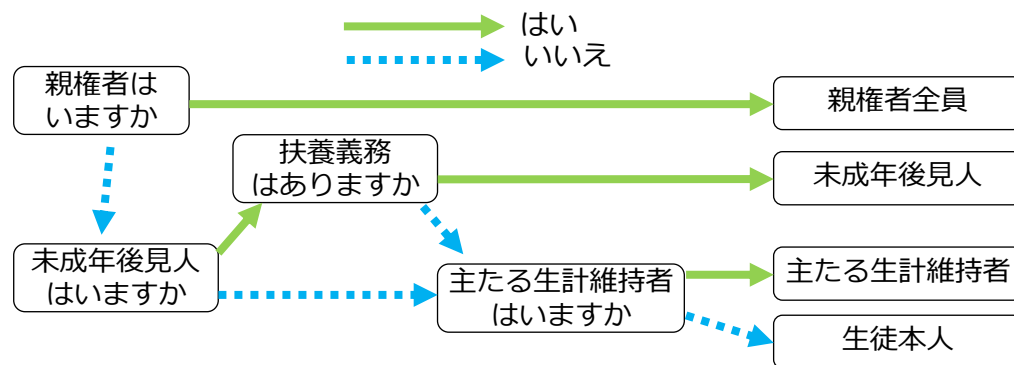
## 5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

授業料と就学支援金との差額については、御負担いただく必要があります（学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります）。



## 誰のマイナンバーの提出が必要か？



### ※成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

（マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例）

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

## 6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）等、独自の経済的支援がありますので必ず御確認ください。

※高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者が**お住まいの都道府県への申請が必要**です。申請方法等については、通われる高等学校もしくはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

お問い合わせは〇〇高等学校事務室まで

【TEL】 〇〇-〇〇

【E-mail】 〇〇@〇〇